

北方領土問題の経緯

(■)日本領 (■)日本・ロシア混住地 (■)ロシア/ソ連領 (□)帰属未定



1855年 日露通好条約

1855年(安政元年)2月7日、現在の静岡県下田市において締結され、下田条約とも呼ばれています。この条約で両国の国境は、択捉島とウルップ島の間に決められ、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は日本の領土とし、ウルップ島から北の千島列島は、ロシア領として確認されました。また、樺太は両国民の混住の地と決められました。



1875年 樺太千島交換条約

1875年(明治8年)、日本は、千島列島をロシアから譲り受けるかわりに、樺太全島を放棄しました。この条約では、日本に譲渡される千島列島の島名を一つ一つあげていますが、列挙されている島は、ウルップ島より以北の18の島で、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方領土は含まれていません。



1905年 ポーツマス条約

1905年(明治38年)、日露戦争の結果、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となりました。

以上の経緯を見て分かるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない我が國固有の領土であり、ロシア(ソ連)による北方四島の占拠は、法的な根拠なく行われているのです。

1945年(昭和20年)ソ連軍は日本がポツダム宣言を受諾した後の8月18日より千島列島への攻撃を開始し、ウルップ島まで侵攻したのですが、そこから北に引き返しました。しかし、択捉島以南にアメリカ軍が進駐していないと知り、別の部隊が同28日に択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島をそれぞれ武装解除し、遅くとも9月5日までに千島列島のみならず北方四島をも占領したとされています。

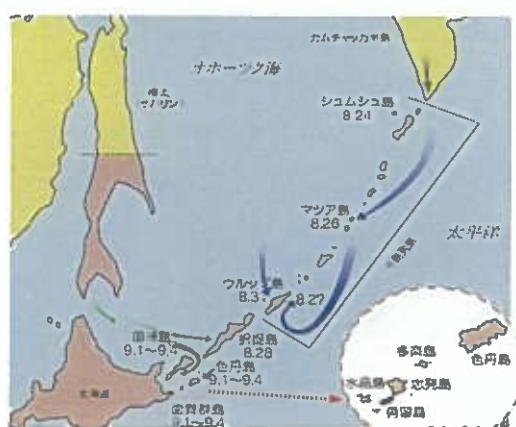


択捉島にはソ連軍はここから上陸した。(択捉島留別村)



1951年 サン・フランシスコ平和条約

1951年(昭和26年)、日本は、千島列島と南樺太の権利、権原及び請求権を放棄しました。しかし、放棄した千島列島には択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方領土は含まれていません。なお、この条約では放棄した地域が最終的にどこに帰属するかについては、なにも決められていません。



日露外交交渉

北方領土問題について政府は「我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」という一貫した基本方針の下、強い意思を持って外交交渉を粘り強く行っています。北方領土問題に関する日ソ・日露間の主要な文書等は以下のとおりです。

日ソ共同宣言(1956年)

この交渉では、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続するという合意がなされ、日ソ両国の国交は回復されました。またソ連は、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意しています。ただし、引き渡しの時期は日ソ間で平和条約が締結された後とされています。(1960年、ソ連政府は歯舞群島及び色丹島の引渡しにあたっては、日本からの全外国軍隊の撤退および平和条約の調印を条件とする旨を一方的に宣言しました。この後長らく、ソ連は「領土問題は解決済」との姿勢をとるようになりました。)

日ソ共同声明(1991年)

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが、初めて文書の形で明確に確認されました。

東京宣言(1993年)

北方領土問題解決に向けた新たな交渉基盤が確立されました。具体的には、以下の内容が盛り込まれ四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化するとの手順を明確化したことがうたわれています。

- (1) 領土問題を四島の名前を列挙してその帰属に関する問題であると位置づけたこと
- (2) この問題を①歴史的・法的事実に立脚し、②両国間で合意の上作成された諸文書及び③法と正義の原則を基盤として解決するとの明確な交渉指針を示したこと

- (3) ロシアが、ソ連と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本とソ連との間の全ての条約その他の国際約束は日本とロシアとの間で引き続き適用されることを確認したこと
- (4) 「全体主義の遺産」、「困難な過去の遺産」の克服という考え方がうたわれたこと

クラスノヤルスク合意(1997年)

日露両国首脳の間で「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」ことで合意しました。

川奈合意(1998年)

平和条約に関し、「東京宣言に基づいて四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けて日露の友好協力に関する原則等を盛り込むこと」で一致しました。

イルクーツク声明(2001年)

「日ソ共同宣言」が、平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認し、その上で、「東京宣言」に基づき、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべきことを再確認しました。

日露行動計画(2003年)

日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎と認識し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速することを確認しました。